様式第11（第24条関係）

表

年　月　日発行第　　号（　年　月　日まで有効）

職　　名	氏　　名	生　年　月　日

刻印

（写真）

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第40条第１項の規定による立入検査証

（発　行　権　者）　　印

裏

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法抜粋

第四十条　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気事業者若しくは認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給し、若しくは供給しようとする者に対し、その業務の状況、認定発電設備の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、電気事業者若しくは認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給し、若しくは供給しようとする者の事業所若しくは事務所若しくは認定発電設備を設置する場所に立ち入り、帳簿、書類、認定発電設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

２　（略）

３　（略）

４　前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

５　第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　（略）

三　第四十条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第12（第24条関係）

表

年　月　日発行第　　号（　年　月　日まで有効）

職　　名	氏　　名	生　年　月　日

刻印

（写真）

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第40条第２項の規定による立入検査証

（発　行　権　者）　　印

裏

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法抜粋

第四十条　（略）

２　経済産業大臣は、第十七条の規定の施行に必要な限度において、同条第一項の規定によりその事業所について認定を受け、若しくは受けようとする者に対し、当該事業所の年間の当該認定に係る事業に係る電気の使用量、当該者の当該事業に係る売上高その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、当該事業所若しくは当該者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

３　（略）

４　前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

５　第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　（略）

三　第四十条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者